3　検体の送付

２の⑵の報告等により、２の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、都道府県は、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「動物衛生研究所」という。）に搬入する。

①　特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合

②　１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合

③　動物衛生課が検体の提出を求めた場合

4　農場における措置

⑴　都道府県は、３により検体を動物衛生研究所に搬入した場合には、２の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

①　法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた家畜

イ　生乳

ウ　採取された精液及び受精卵

エ　家畜の死体

オ　家畜の排せつ物等

カ　敷料、飼料及び家畜飼養器具

②　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③　当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑵　都道府県は、３により動物衛生研究所に検体の搬入を行った場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間における次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　家畜の移出入

②　当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲

ア　農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

イ　家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

③　堆肥の出荷先

④　精液及び受精卵の出荷先

⑤　給与飼料の情報

5　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、３により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査、ＲＴ－ＰＣＲ等の遺伝子検査等）及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

6　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、３により検体を動物衛生研究所に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

⑶　家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

⑷　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）

⑸　消毒ポイントの設置場所の検討

⑹　当該農場の所在する市町村、隣接する都道府県及び関係機関への連絡

7　経過観察

都道府県は、特定症状を呈している家畜が存在する場合であって、動物衛生課が検体を動物衛生研究所に搬入する必要がないと判断した場合又は５により動物衛生研究所が行う検査で陰性が確認された場合には、次の措置を講ずる。

⑴　当該農場について、特定症状の確認から最長２週間、次の措置を講ずる。

なお、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができるものとする。

①　飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導すること（必要に応じて、４の⑴の①に準じた移動制限措置を講ずること）

②　４の⑴の②及び③の措置を講ずること

③　家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該家畜と同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること

⑵　⑴の③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに１に準じた対応をとる。

⑶　一般病性鑑定のための検体は、原則として⑴の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。

なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

8　その他

２から７までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。

第４　病性等の判定

農林水産省は、次の１及び２により、病性等の判定を行うものとする。

1　病性の判定方法

農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

①　病変部位の写真、疫学情報及び第３の５により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果又は第３の７の経過観察の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第８の１の⑴の①の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の１の⑵の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

②　①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。